

国保学生用保険証交付

手続きお早めに

国民健康保険被保険者の方が、修学のため住所を町外に移す場合、学生用の国民健康被保険証を新たに交付しますので、下記の物を持参し手続きをしてください。また、すでに交付を受けている方も継続、または喪失の手続きが必要です。

▽持参する物 ▼共通：印鑑、国民健康保険被保険者証▼新規申請：合格通知書と、入学金もしくはは

授業料の領収書（入学後の申請の場合）、継続申請と同様の証明書の提出が必要となります。

◆**問い合わせ** 町国保介護課 国民健康保険係 ☎8213111 内線1311へどうぞ。

消費税率が引き上げられます

消費税法の改正に伴い、4月1日から下表のとおり消費税率（国・地方）が引き上げられることになりました。

引き上げ分の消費税収は全て社会保障財源化され、待機児童の解消や医療介護サービスの充実などのために活用されます。

消費税法改正の内容については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

◆**問い合わせ** 岩手県総務部税務課 ☎019-629-5146へ。

区分	適用開始日	現行	平成26年 4月1日
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/67)
消費税率		4%	6.3%
合計		5%	8%

住宅向け太陽光発電設備費用 助成の手続きが変わります

町では4月1日から、個人の住宅に太陽光発電設備を設置する際の設置費用補助要綱を改正します。これは、設置費用に対する国の補助制度が平成25年度で終了することから、対象者の条件や申請手続きの方法を一部変更するものです。

4月1日以降に太陽光発電設備を設置する人で、町の補助金の交付を受けようとする場合は、設置工事の開始前に申請する必要があるとしますのでご注意ください。

なお、平成26年3月31日までに国採択事業者（一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センターII J I P E C）に対して補助金交付申請を行った人は、これまでどおりの申請手続きとなります。詳しい申請方法や必要な書類については、お問い合わせください。

▽対象者 次の①～③に全て該当する人が対象となります。

①町内に住所を有する人（法人を除く）

②設備の設置に際して町の別の補助を受けたことのない人

③町税に滞納のない人

※補助金額（上限10万円）は変更ありません。

◆**申請先・問い合わせ** 町企画財政課政策推進係 ☎8213111 内線425へどうぞ。

申請者	提出期限	必要書類(町の補助金交付申請に添付するもの)
平成26年3月31日までに、国採択事業者に対し国の補助金交付申請を行った人	国採択事業者から補助金交付決定通知書を受領した日から6カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> 国採択事業者に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書の写し） 補助金交付決定通知書の写し 住宅の位置図
平成26年4月1日以降に太陽光発電設備の設置工事を行うとする人	太陽光発電設備の設置工事の開始前	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置費用が記載された工事請負契約書、または住宅売買契約書の写し 設置機器の形式、出力等が確認できる書類の写し 太陽光発電設備の設置予定箇所の写真 住宅の位置図 その他、町長が必要と認める書類

4月1日から役場の閉庁時間が変わります

町職員の勤務時間は、これまで1日8時間となっておりましたが、国や県の勤務時間の変更に伴い、1日7時間45分に短縮することになりました。これに伴い、4月1日



ら役場庁舎および役場各支所の閉庁時間が午後5時15分になります。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▷平成26年3月31日まで 午前8時半～午後5時半
▷平成26年4月1日から 午前8時半～午後5時15分

◆**問い合わせ** 町総務課 ☎82-3111内線411へ。